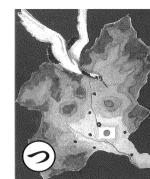




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月27日(火) 第9586号

## 目次

ページ

### 規 則

- 群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(児童福祉課) 2
- 群馬県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(同) 3
- 群馬県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則(建築課) 3
- 群馬県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(同) 3

### 告 示

- 群馬県保健医療計画の変更(医務課) 4
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数(国保援護課) 4
- 道路の区域変更(道路管理課) 5
- 道路の供用開始(同) 5
- 同 6
- 同 6
- 建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の告示の一部改正(建築課) 6

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課) 7
- 土地改良区役員の就任の届出(農村整備課) 7
- 土地改良事業の換地処分(同) 8
- 土地改良事業の換地処分の届出(同) 8
- 都市計画下水道の変更に係る縦覧(下水環境課) 8
- 公営住宅法第47条第2項の規定による公告(住宅政策課) 8
- 同 9
- 同 9
- 同 10

### 教育委員会告示

- 指定技能教育施設の名称の変更届(高校教育課) 10

### 議 会 訓 令

- 群馬県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令(総務課) 11

■規則

群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第十号

群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

群馬県児童福祉法施行細則(昭和四十二年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「養育里親・養子縁組により養親となる」とを希望する里親認定・登録申請書を「養育里親・養子縁組里親認定・登録申請書」に改める。

第二十一条の見出しを「(里親名簿)」に改め、同条第一項中「児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十九条の規定により、社会福祉審議会の意見を聴き」を削り、「養育里親名簿」を「里親名簿(別記様式第四十五号)」に改め、同条第二項を削る。

第二十三条の見出し中「養育里親名簿」を「里親名簿」に改め、同条中「養育里親名簿の」を「里親名簿の」に、「養育里親名簿登録削除申請書」を「里親名簿登録削除申請書」に改める。

別記様式第四十二号中「養育里親・養子縁組により養親となることを希望する里親認定・登録申請書」や「養育里親・養子縁組里親認定・登録申請書」及び

「児童の委託を受けるに当たっての希望事項

一年以内の期間を定めて児童を養育することを希望する場合は、その旨を記載してください。

児童の委託を受けるに当たっての希望事項(年齢、性別、期間等)

改める。

別記様式第四十三号中「養育里親名簿」や「里親名簿」及び「専門里親 ③養子縁組によって養親となることを希望する里親」や「養育里親(短期) ④専門里親 養子縁組里親 ⑤親族里親」及び「養育里親研修」や「養育・養子縁組里親研修」

(受託の条件)

(1年以内の期間を定めて児童を養育することを希望する場合その旨)

(受託の条件)

改める。

別記様式第六十号中「養育里親名簿登録削除申請書」や「里親名簿登録削除申請書」及び「養育里親名簿の」や「里親名簿の」及び「養子縁組によって養親となることを希望する里親」や「養子縁組里親」及び

別記様式第六十三号中「開始の理由」や「一時保護を開始する理由となった具体的事実の内容」及び

注1 この処分が不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができ、処分の日があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなり(注1)。

また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となり(注1)を)と、処分の取消しの訴えを提起することができ、(処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなり(注1)を)。

2 一時保護を開始した日から2月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」といいます。)の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後2月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得なければならぬとされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定に基づいて親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません。(児童福祉法第33条)

3 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができ、親権者等はこれ

措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができるとされています。(児童福祉法第33条の2)

附則

- 1 この規則は、平成三十年四月二日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県児童福祉法施行細則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第十一号

群馬県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成二十年群馬県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十号中「群馬県知事 甲」を「群馬県知事 甲」に改める。

別記様式第十一号中「群馬県知事 甲」を「群馬県知事 甲」に改め、「群馬県知事 甲」を削る。

附則

- 1 この規則は、平成三十年四月二日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第十二号

群馬県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

群馬県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則(平成二十三年群馬県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十八条第十四項」を「第四十八条第十五項」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第十三号

群馬県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成二十五年群馬県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条中「(建築物の耐震診断の結果及び耐震改修の計画に関する判定及び評価を行うことができる機関として知事が認めるものをいう。以下同じ。)」を削り、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告書の添付書類)

第二条 省令第五条第四項に規定する知事が規則で定める書類(法第七条第一号に規定する建築物に係るものに限る。)は、当該建築物の耐震診断の結果を第三者判定機関(建築物の耐震診断の結果及び耐震改修の計画に関する判定及び評価を行うことができる機関として知事が認めるものをいう。以下同じ。)が証する書類とする。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## ■ 告 示

### ◎群馬県告示第96号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、群馬県保健医療計画（平成28年群馬県告示第288号）を次のとおり変更し、平成30年4月1日から施行する。

なお、変更後の群馬県保健医療計画は、群馬県健康福祉部医務課及び各保健福祉事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月27日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県保健医療計画について（概要）

- 1 計画策定の趣旨 現行の第7次群馬県保健医療計画は計画期間が平成29年度末までであることから、引き続き県民が良質かつ適切な医療を安心して受けられる体制を構築するため、第8次群馬県保健医療計画を策定するもの。
- 2 計画の期間 平成30年度から平成35年度までの6年間とする。
- 3 計画の内容
  - 第1章 計画に関する基本的な考え方
  - 第2章 群馬県の現状
  - 第3章 保健医療圏と基準病床数
  - 第4章 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築
  - 第5章 地域医療構想
  - 第6章 保健・医療・福祉の提供体制の充実
  - 第7章 保健医療従事者等の確保
  - 第8章 計画の推進・評価

### ◎群馬県告示第97号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）第9条から第11条までの規定により、次の表の左欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる係数等を同表の右欄のとおり定め、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月27日

群馬県知事 大澤 正 明

第9条第3項	医療費指数反映係数	1
第9条第5項	一般納付金所得係数	0.9737584000028
第9条第8項	一般納付金基礎額調整係数	1.0688155370564
第9条第9項	一般納付金被保険者均等割指数	0.7
第10条第3項	後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9669376253566

第10条第6項	後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999987118
第10条第7項	後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
第11条第3項	介護納付金納付金所得係数	1.0148881410153
第11条第6項	介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999968866
第11条第7項	介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

## ◎群馬県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	462号	多野郡神流町大字神ヶ原字古鉄橋549番の1地先から同郡同町大字魚尾字川中166番の3地先まで	前	6.5～13.0	882.6
			後	8.8～36.4	870.0

## ◎群馬県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	462号	多野郡神流町大字神ヶ原字古鉄橋549番の1地先から同郡同町大字魚尾字川中166番の3地先まで	平成30年3月27日

## ◎群馬県告示第100号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	南新井前橋線	北群馬郡吉岡町大字陣場字南御所194番の1地先から同郡同町大字同108番地先まで	平成30年3月27日

## ◎群馬県告示第101号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	渋川大胡線	渋川市北橋町真壁字味噌野544番の6地先から同市同字岡ノ堂1373番の4地先まで	平成30年3月27日

## ◎群馬県告示第102号

建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の告示(平成21年群馬県告示第48号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成30年3月27日

群馬県知事 大澤 正 明

第1項中「卒業した後」の次に「(学校教育法(昭和22年法律第26号)による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同項の表学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校の中「(昭和22年法律第26号)」を削り、同表注中「昭和31年文部省令第28号」の次に「又は専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)」を、「昭和50年文部省令第21号」の次に「又は専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)」を加える。

## ■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年3月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年3月14日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人シエル
- 3 代表者の氏名 角田純一
- 4 主たる事務所の所在地 太田市新道町1383番地8
- 5 定款に記載された目的 この法人は、在宅で支援が必要な障害者その他支援を必要とする人々に対して、その地域に根ざした障害福祉サービス・地域生活支援に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年3月27日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
植栗	理 事	再 任	茂木稔大	吾妻郡東吾妻町大字植栗935番地1
	同	同	茂木二二夫	同 同 同 1161番地
	同	同	茂木伊八	同 同 同 1225番地2
	同	同	樹下啓示	同 同 同 1249番地3
	同	同	茂木芳之	同 同 同 1363番地
	同	同	茂木国彦	同 同 同 1930番地
	同	同	荒木順一	同 同 同 1942番地
	監 事	同	田村孝之	同 同 同 1282番地
	同	同	千葉茂夫	同 同 同 1891番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営松義中部土地改良事業の換地処分を平成30年3月14日に行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成30年3月27日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成30年3月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 処分者の名称 海老瀬土地改良事業坂田輝雄施行者
- 2 土地改良事業の名称 一人施行海老瀬土地改良事業 海老瀬地区
- 3 処分年月日 平成30年3月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、草津都市計画下水道（草津公共下水道）の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年3月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 草津都市計画下水道 草津公共下水道
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年3月12日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部下水環境課及び草津町愛町部上下水道課

群馬県住宅供給公社が高崎市市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

平成30年3月27日

群馬県知事 大澤 正 明

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年3月27日

群馬県住宅供給公社 理事長 石井 久 雄

- 1 高崎市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 高崎市市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高崎市条例第



62号)別表第1に掲げる市営住宅

- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

---

群馬県住宅供給公社が館林市市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

平成30年3月27日

群馬県知事 大澤 正 明

公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年3月27日

群馬県住宅供給公社 理事長 石井 久 雄

- 1 館林市に代わって市営住宅及び共同施設(以下「市営住宅等」という。)の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 館林市市営住宅設置条例(昭和39年館林市条例第45号)別表に掲げる市営住宅
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

---

群馬県住宅供給公社が富岡市市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

平成30年3月27日

群馬県知事 大澤 正 明

公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年3月27日

群馬県住宅供給公社 理事長 石井 久 雄

- 1 富岡市に代わって市営住宅及び共同施設(以下「市営住宅等」という。)の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 富岡市市営住宅設置条例(平成18年富岡市条例第164号)別表に掲げる市営住宅
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

群馬県住宅供給公社がみなかみ町営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

平成30年3月27日

群馬県知事 大澤 正 明

公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年3月27日

群馬県住宅供給公社 理事長 石井 久 雄

- 1 みなかみ町に代わって町営住宅及び共同施設(以下「町営住宅等」という。)の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う町営住宅等 みなかみ町営住宅管理条例(平成17年みなかみ町条例第192号)別表に掲げる町営住宅
- 3 1で定める者が行う町営住宅等の管理の内容 法第3章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が町営住宅等の管理を行う期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

## ■ 教育委員会告示

### ◎群馬県教育委員会告示第2号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第1項の規定により、次のとおり指定技能教育施設の名称変更の届出があった。

平成30年3月27日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

技能教育のための施設の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
KTC中央高等学院高崎キャンパス	KTCおおぞら高等学院高崎キャンパス	高崎市あら町3番地6ラポール高崎5F・6F	平成30年4月1日

■ 議会訓令

群馬県議会訓令甲第一号

議会事務局

群馬県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成三十年三月二十七日

群馬県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令  
群馬県議会議長 織田沢 俊 幸

群馬県政務活動費の交付に関する規程(平成十三年群馬県議会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。  
第五条中「領収書等貼付用紙」を「実績報告」に、「から別記様式第六号の三まで」を「及び別記様式第六号の二」に改める。  
別記様式第六号を次のように改める。

別記様式第6号(第5条関係)

整理番号	
------	--

政務活動費 実績報告

活動内容 (支出内容)	
----------------	--

使途項目 (○で囲む。)	政策調査研究・政策立案活動費	広聴・広報活動費		活動補助費
		1 調査研究費 2 会議費	3 広聴費 4 広報費 5 県政報告等活動費	6 人件費 7 事務費・事務所費 8 資料購入・作成費 9 交通費
支出年月日		支出額		
備考 (案分等)				
領収書等貼付欄				

(注) 条例別表の項目の欄に掲げる区分ごとに作成すること。

別記様式第六号の二を削る。  
 別記様式第六号の三中「政務活動費 領収書等貼付用紙(宿泊調査)」や「政務活動費 実績報告(宿泊調査)」を、

「 宿泊を伴う調査等に係る支出 」	調査年月日
「 調査年月日 」	に

改め、同様式を別記様式第六号の二とする。  
 附 則

- 1 この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第六号及び別記様式第六号の二の規定は、この訓令の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---